

本人届出により立候補を届け出る際に必要な書類(青森県議会議員一般選挙)

1 事前審査が必要な書類

様式番号	書類の名称	提出の可否	事前審査の期限・場所	提出時期	告示日の提出先	
様式1	候補者届出書	○	3月24日(金)まで 各選挙区の選挙 長事務取扱場所	告示日	各選挙区の告示日の選挙 長事務取扱場所	
様式2	宣誓書	○				
様式3	所属党派証明書	△				
	供託証明書	○				
	戸籍の謄本又は抄本	○				
	住民票	○				
様式4	通称認定申請書(※1)	△				
様式10	選挙事務所設置届出書(県選管提出用)	△				
様式10	選挙事務所設置届出書(設置市町村選管提出用)	△				選挙事務所を設置した市 町村委員会事務局
様式12	出納責任者選任届	○				各選挙区の告示日の選挙 長事務取扱場所
様式15	報酬を支給する者の届出書	△	3月24日(金)まで 県委員会事務局 (※2)	告示日※2	県委員会事務局	
様式16	選挙公報掲載申請書	△				
	選挙公報掲載文及び写真データ、又は掲載文を貼った原稿用紙及び写真 選挙公報原稿写し(点字広報作成用。要ふりがな)	△				
様式19	ビラ届出書	△	3月24日(金)まで 各選挙区の選挙 長事務取扱場所	告示日	各選挙区の告示日の選挙 長事務取扱場所	
	ビラ見本(ビラ1種類につき見本2部)	△				

備考1 「提出の可否」中、「○」はすべての候補者が提出する必要がある書類で、「△」は希望する又は該当する候補者のみが提出する必要がある書類です。

2 選挙公営に係る書類については、事前審査は行いません。告示日以降、県委員会に適宜提出してください。

※1 通称認定申請に当たっては、その通称が本名に代わるものとして広く通用していることを証するに足りる資料を提示してください(ただし、戸籍名を仮名書きにする場合は、資料の提示は不要です)。

※2 県委員会において事前審査を行った選挙公報掲載申請書及び選挙公報掲載文は、そのまま県委員会において保管しますので、告示日に改めて提出する必要はありません。なお、事前審査を受けずに告示日に提出した場合、掲載内容に不備等があった場合も訂正することは困難ですので、なるべく事前審査を受けてくださるようお願いいたします。

2 事前審査が不要な書類(その1:選挙立会人関係)

	書類の名称	提出期限	提出先
様式5	選挙立会人届出書	4月6日(木)17時まで	各選挙区の選挙長事務取扱場所
様式6	選挙立会人承諾書		
様式7	選挙人名簿登録証明書	4月6日(木)17時まで (青森市、八戸市、黒石市、十和田市、三沢市、つがる市選挙区のみ)	各選挙区の選挙長事務取扱場所

※ 選挙立会人を届け出ない場合は提出不要です。青森市、八戸市、黒石市、十和田市、三沢市及びつがる市選挙区は、提出に当たり「選挙人名簿登録証明書」も必要です。

3 事前審査が不要な書類(その2:開票立会人届出関係)

	書類の名称	提出期限	提出先
様式8	開票立会人届出書	4月6日(木)17時まで (東津軽郡、西津軽郡、南津軽郡、北津軽郡、上北郡、三戸郡、弘前市、五所川原市、むつ市、平川市選挙区のみ)	開票立会人を届出しようとする市町村委員会事務局
様式9	開票立会人承諾書		

※ 開票立会人を届け出ない場合は提出不要です。青森市、八戸市、黒石市、十和田市、三沢市及びつがる市選挙区は、選挙立会人が開票立会人の職務を兼務するため、提出不要です。